



人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

名南東支部だより

VOL101

2024/2

令和6年度 名南東支部通常総会 開催のご案内

◇ 日 時 令和6年4月25日(木) 午後4時～5時30分

◇ 場 所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

名古屋市中区金山町一丁目1番1号 TEL052-683-4111

※JR・名鉄・地下鉄「金山駅」南口より徒歩1分

ご来場には公共交通機関をご利用ください。

★議案書は後日郵送いたしますので、総会当日までにお目通しの上ご持参下さい。
ご出席、よろしくお願いいたします。

◇ 総会終了後、同ホテルで着席にて懇談会を開催いたします。

懇談会は正会員・準会員・従業者も含め、1事業所2名様まで参加できます。

アトラクション：『抽選会』（賞品をご用意しております）

懇談会費（1名）：正会員・準会員 5,000円（通常総会当日ご持参ください）

従業者 10,000円

★皆さまのご出席をお待ちしております



本部事務局移転のお知らせ

令和6年1月26日(金)第1期分引渡しが行われました。それに伴い、下記のとおり住所及び建物名称が変更となりました。

新住所：〒451-0031

愛知県名古屋市西区城西5丁目1-19

建物名称：愛知県宅建会館

※TEL・FAX 番号に変更はございません。

※重要事項説明書の記載の変更がありますので
ご注意ください。

既存会館においては2月5日(月)から解体工事及び第2期工事を開始し、令和7年2月末に第2期分の引渡し予定となり、竣工となります。



新会館外観写真 館内からは名古屋城も一望できます



公益社団法人

愛知県宅建協会

人と住まいを、笑顔でつなぐ。

↑↑ハトマークのロゴもリニューアルしています



「港湾法の一部を改正する法律」施行に伴う宅地建物取引業法施行令の改正について教えてください。



令和4年11月18日、港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号。以下、改正法）が公布され、同年12月16日に施行されました。これに伴い、港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第381号）において、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号。以下、宅建業法施行令）について改正を行い、改正法の施行と同日の令和4年12月16日から施行されました。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条第1項第2号においては、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、当該制限を重要事項として説明するよう宅地建物取引業者に義務付けています。従前より、港湾法（昭和25年法律第218号）における、港湾管理者が臨港地区内において指定した分区の区域内における建築物等に係る規制（同法第40条第1項）が、宅建業法施行令第3条第1項第23号に、重要事項として説明する必要がある法令上の制限として定められています。

今般、改正法による改正後の港湾法（以下、新港湾法）により、**港湾における脱炭**

素化の取組を効果的に進めるため、港湾管理者は、**港湾脱炭素化推進計画**を作成したときは、臨港地区の分区の区域内において、当該計画の目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする区域を脱炭素化推進地区として定めることができるとされました（新港湾法第50条の5第1項）。併せて、当該区域内における港湾法第40条第1項による分区内の規制等について条例で緩和し、又は強化することができるようになりました（新港湾法第50条の5第2項に読替規定を新設）。

それに伴い、宅建業法施行令第3条第1項第23号に掲げる**港湾法第40条第1項の規定**については、**新港湾法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む旨を明記する改正が行われました**。本改正により、同項の規定による脱炭素化推進地区内の規制等の緩和又は強化についても、**重要事項に含まれることとなります**。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、改めて宅地建物取引業法の趣旨をご理解いただき、改正内容を踏まえた対応をお願い致します。 〈文責：下山早紀〉